

鮭川村緊急経営改善支援金

のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、山形県からの企業等の活動の自粛要請に協力し、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経営改善の検討を行う村内の事業者の皆様へ、村独自の支援金を交付します。

■対象事業者の要件

- ・ 村内に事業所を有する事業者であること。
- ・ 山形県からの企業等の活動の自粛要請を受け、令和2年4月25日から令和2年5月10日までの間、施設等の営業自粛又は夜間営業の自粛を行った者であること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経営改善の検討を行うこと。

■支給額（一律）

【基本】（法人20万円、個人事業者10万円）

○令和2年4月25日から令和2年5月10日までの間、施設等の営業自粛又は夜間営業の自粛を行い、経営改善の検討を行った事業者

【上乘せ】（法人及び個人事業者5万円）

○テイクアウト等新たな取り組みを行う飲食店等

	法人	個人事業者
【基本】	20万円	10万円
【上乘せ】	5万円	5万円
最大支給額	25万円	15万円

■スケジュール等

- (1) 申請期間 令和2年5月13日（水）から令和2年6月30日（火）まで
- (2) 申請先 鮭川村産業振興課
- (3) 提出書類 申請書兼実績報告書、山形県緊急経営改善支援金交付申請書（兼実績報告書）の写し、休業（夜間営業自粛）の状況が確認できる書類等、振込口座の通帳の写し
- (4) 支援金の支給 申請書の受理後、概ね1週間程度で支給（金融機関口座へ振り込み）

■問い合わせ先

鮭川村産業振興課

住所 〒999-5292 鮭川村大字佐渡2003番の7

電話 0233-55-2111（内線253・254）